

杉戸町建設工事等郵送による指名競争入札要綱

平成24年5月9日

告示第82号

(趣旨)

第1条 この告示は、杉戸町が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び工事用材料の買入れ並びに調査、設計及び測量その他の業務委託並びに物品の購入（以下「建設工事等」という。）の契約に係る郵送による指名競争入札（以下「指名競争入札」という。）を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の指名)

第2条 建設工事等の入札参加者を指名するときは、指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者の中から選定し、原則として8社以上を指名するものとする。ただし、設計金額が500万円未満の場合については、原則として5社以上を指名するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事で次の各号に掲げる工事の入札参加者を指名するときは、指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者から選定し、原則として表の左欄に掲げる1件当たりの設計金額に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数を指名するものとする。

(1) 土木一式工事

1件当たりの設計金額	指名選定業者数
500万円未満	5社以上
500万円以上3,000万円未満	8社以上
3,000万円以上1億円未満	12社以上
1億円以上	15社以上

(2) 建築一式工事

1件当たりの設計金額	指名選定業者数
1,000万円未満	5社以上
1,000万円以上3,000万円未満	8社以上

3, 0 0 0 万円以上 2 億円未満	1 2 社以上
2 億円以上	1 5 社以上

- 3 前 2 項の規定のほか、次の表の右欄に掲げる建設工事の業者の選定は、原則として級別格付された業者の中から同表の区分に従い行うものとする。

業者の区分	発注標準額	
	土木一式工事	建築一式工事
(A)級	1 億円以上	2 億円以上
A級	3, 0 0 0 万円以上 1 億円未満	3, 0 0 0 万円以上 2 億円未満
B級	1, 0 0 0 万円以上 6, 0 0 0 万円未満	1, 0 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満
C級	5 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満	1, 0 0 0 万円未満
D級	1, 0 0 0 万円未満	

- 4 町長は、建設工事の施行上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる建設工事について、それぞれ同表の右欄に掲げる級に級別格付された業者を選定することができる。

格付区分	適用を可とする級の区分
(A)級に格付された業者を選定すべき建設工事	A級
A級に格付された業者を選定すべき建設工事	(A)級及びB級
B級に格付された業者を選定すべき建設工事	A級及びC級
C級に格付された業者を選定すべき建設工事	B級及びD級
D級に格付された業者を選定すべき建設工事	C級

5 町長は、建設工事の施行上特に必要があると認めたときは、前4項に定める基準のほか、別に指名競争入札参加資格を定め、業者を選定することができる。

(指名及び入札の通知)

第3条 当該建設工事等の入札事務を所掌する課長は、その入札に指名された旨及び入札の対象、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を入札参加者に、入札指名について(様式第1号、様式第2号、様式第3号又は様式第4号)により通知しなければならない。

(入札執行者等)

第4条 入札執行者は、町長又は町長が指定した者とする。

2 入札執行者は、入札するに当たって、当該建設工事等の入札事務を所掌する課(以下「発注課」という。)の職員にその執行を補助させる事ができる。

(入札の準備)

第5条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われる場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について、十分配慮するものとする。

2 入札執行者は、入札前に、当該入札に付する建設工事等の予定価格の封書、くじ及び入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(仕様書及び図面の配布等)

第6条 指名競争入札に付する建設工事等の仕様書及び図面は、建設工事等の発注課において郵送するものとする。

2 入札者からの質問は、質問書(様式第5号)を発注課にファクシミリにて送付することとし、発注課において回答書(様式第6号)をファクシミリにより質問者に送付するものとする。

(現場説明)

第7条 現場説明会は行わない。ただし、特に町長が必要と認める場合は、開催することができる。

(入札保証金)

第8条 杉戸町財務規則(昭和61年杉戸町規則第10号。以下「財務規則」という。)第127条第1項の規定による入札保証金を納付する者は、会計課の専用口座に振り込まなければならない。

2 財務規則第130条第1項の規定による入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式第7号）を町長に郵送しなければならない。

3 町長は、入札保証金の納付免除の有無を決定したときは、入札保証金納付免除決定書（様式第8号）により、当該申請者に郵送により通知するものとする。

（立会人）

第9条 入札執行者は、入札参加者から、入札執行前に2人以上の立会人を選任するものとする。

（入札の執行）

第10条 入札執行者は、第3条の規定により通知した時間になった時は、入札開始を告げ選任した立会人を入室させ、当該建設工事等の名称、場所及び入札参加者名を読み上げ行うものとする。

2 入札は、入札書（様式第9号、様式第10号、様式第11号又は様式第12号）に必要事項を記載し記名の上、封筒（様式第13号）で郵送しなければならない。

3 入札書到達締切後に到達した入札書は無効とする。

4 入札者は、財務規則、杉戸町建設工事標準請負契約約款（令和2年杉戸町告示第129号。）、仕様書及び図面並びに現場等を熟知の上、総価により入札しなければならない。

5 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

（入札の辞退）

第11条 入札執行者は、指名を受けた者が入札を辞退する旨を申し出た場合には、次に掲げるところにより取り扱うものとする。

（1）入札書到達締切前で入札書を郵送した後にあっては、入札辞退届（様式第14号、様式第15号、様式第16号又は様式第17号）を直接持参させる。

（2）入札書到達締切後にあっては入札辞退はできないものとする。

2 町長は、前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について、不利な取扱いを行わないものとする。

（入札書の書替え等の禁止）

第12条 入札執行者は、入札参加者が郵便により郵送した入札書の書替え、引替え

又は撤回をさせてはならない。

(入札の中止)

第13条 入札執行者は、入札参加者が1人の場合は、入札を執行しない。ただし、一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき、及び再度入札のときに、入札参加者の数が1人になった場合はこの限りでない。

2 町長は、天災、避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

3 入札執行者は、入札者に連合又は不穩の行動が見られる場合などにおいて、入札を公正に執行する事ができないと認められるときは、当該入札を無効とし、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

(開札)

第14条 開札は、入札書の開札日時に当該入札場所において、立会人の立会いの下で行われなければならない。

2 前項の開札の場合、立会人の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせなければならない。

3 入札執行者は、開札を宣言した上、直ちに入札書を開封し、その入札書の適否を決しなければならない。

4 入札執行者は、開封した入札書を入札価格順に整理するものとし、予定価格の封書を開封して、入札価格との対比（最低制限価格を設けている場合は、これの110分の100の価格との対比）を行わなければならない。

5 開札の結果は、入札価格の低いものから順次その入札参加者名及び入札価格を発表するものとする。ただし、最低制限価格を設けた場合で落札者がなく、最低制限価格の110分の100の価格未満の入札があったときは、その入札価格は公表しない。

(入札の無効)

第15条 財務規則第132条第5号に該当するものは、次のとおりとする。

- (1) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書
- (2) 押印された印影が明らかでない入札書

- (3) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (4) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札書
- (5) 明らかに連合によると認められる入札書
- (6) 郵送によらない入札書
- (7) 封筒の表紙の件名と入札書の件名が相違する入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札書
(落札者の決定)

第16条 入札執行者は、入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じた価格）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したもの）を落札者とする。

- 2 入札執行者は、落札者決定後、落札者から課税事業者届出書（様式第18号）又は免税事業者届出書（様式第19号）を徴収するものとする。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについて当該届出書を徴収するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第17条 入札執行者は、落札とすべき同額の入札をしたものが2者以上いるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。この場合において、落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。

- 2 前項の規定により落札者を決定したときは、その入札書にくじを引いた結果落札した旨を後日落札者に記載させ、記名させるものとする。

(不調時の取扱)

第18条 入札執行者は、落札者がいないときは入札を打ち切り、改めて当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付するものとする。

(落札決定等の通知)

第19条 入札執行者は、落札者を決定した場合は、当該入札場所において、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額又は落札者がいないときはその旨を、

開札に立ち会った立会人に直ちに口頭で知らせるものとする。

2 発注課の課長は、第16条第1項又は第17条第1項により落札者を決定した場合は、速やかにその旨を落札者に落札者の決定及び契約の締結について（様式第20号、様式第21号、様式第22号又は様式第23号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による通知が落札者に到着した日から5日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、第16条第1項又は第17条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

（契約書類の送付）

第20条 前条第2項による通知には、建設工事請負契約書（様式第24号、様式第25号、様式第26号又は様式第27号）、物品売買契約書（様式第28号又は様式第29号）又は業務委託契約書（様式第30号又は様式第31号）、杉戸町建設工事標準請負契約約款（原材料の場合にあっては、杉戸町物品売買契約約款。業務委託の場合にあっては、杉戸町委託契約約款）、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付するものとする。

（議会の議決を要する契約）

第21条 議会の議決を要する契約は、議会の議決を条件に本契約を締結することを明記した建設工事請負仮契約書（様式第32号又は様式第33号）、物品売買仮契約所（様式第34号）、又は業務委託仮契約書（様式第35号）を取り交わすものとする。

2 前項の規定による議会の議決を得たときは、建設工事請負契約書（様式第36号又は様式第37号）、物品売買契約書（様式第38号）又は業務委託契約書（様式第39号）を取り交わすものとする。

（契約の確定）

第22条 契約は、町長と契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

（その他）

第23条 発注課の課長は、必要に応じてその入札に指名された入札参加者から入札金額見積内訳書（様式第40号）の提出を求めることができる。

（委任）

第 24 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

郵送による指名競争入札

郵送物一覧表

- 1 入札指名について（通知）
- 2 設計図書及び積算資料（参考）
- 3 入札保証金説明資料
- 4 入札保証金免除申請書
- 5 保管証書
- 6 入札金額見積内訳書
- 7 入札書式
- 8 質疑書書式
- 9 入札書郵送用封筒ひながた
- 10 郵送による入札方法の説明書

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後の案件から適用し、同日前の案件については、なお従前の例による。